

第24回世田谷区農業委員会総会

日：令和7年7月31日（木）

場所：三茶しゃれなあとホール オリオン

第24回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和7年7月31日（木）午後3時から

開催場所：三茶しゃれなあどホール オリオン

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、本橋延隆、森安一、吉村喜代隆、植松智、長島丈、矢藤茂、高橋光正、細井誠一、高橋拓司、後藤宏、清水希悦、苅部嘉也、井出孝行、池田鏡一、高橋弘行、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：高橋哲也

出席の職員：事務長 梅原文 事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 下田亮太、主事 鎌田瑞生
都市計画課担当係長 柿澤顕司、都市計画課主任 斎藤なつみ

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当無し】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について 【該当無し】
 - ・農地法第5条について 【該当無し】
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・農地法18条6項の規定による合意解約通知について
5. 協議事項
 - (1) 東京都市計画生産緑地地区の変更について(照会)
 - (2) 特定生産緑地指定候補地区の肥培管理の意見照会について
 - (3) 令和7年9月の総会日程(案)について
 - (4) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
 - (5) 東京都農業会議『第45回農業後継者表彰』候補者の推薦について
6. 報告事項
 - (1) 令和7年農家基本調査の実施について
 - (2) ふれあい農園の開催について
 - (3) 令和7年度「農作業体験塾(秋)」の実施について
 - (4) 都内産農産物等の放射能検査について
7. その他
 - (1) 議席替えについて
 - (2) 農業委員会親睦会会計報告及び会費等徴収について
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。ただいまより第24回世田谷区農業委員会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、本日は、世田谷区のインターンシップとして、〇〇 〇〇さんが同席させていただいております。

それでは、初めに配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第3号議案の資料がNo. 1、No. 2、No. 3、No. 4、協議事項の資料といたしましては、No. 5、No. 6、No. 7、No. 8、No. 9、報告事項の資料はNo. 10、No. 11、No. 12、No. 13、その他の資料はNo. 14となっております。また、当日配付資料といたしまして、資料No. 5、東京都市計画生産緑地地区の変更について（照会）、資料No. 6、特定生産緑地の指定に係る肥培管理について（照会）、せたがや営農だより125号を配付しております。資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 （会長挨拶）

議事に入る前に、本日は高橋哲也委員が欠席ですが、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、後藤宏委員、池田鏡一委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

本日は、特例として次第5の協議事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について（照会）から協議に入りたいと思います。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、本日は、関係人といたしまして、都市整備政策部都市計画課の職員が出席しておりますので、紹介をさせていただきます。

担当係長の柿澤係長。

○柿澤係長 柿澤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 斎藤主任。

○斎藤主任 斎藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 以上2名が出席しております。

お手元の資料No. 5、東京都市計画生産緑地地区の変更について（照会）と資料No. 6、特

定生産緑地の指定に係る肥培管理について（照会）に関しましては、都市計画課より報告をさせていただきます。

議事の順序を変更することをお許しいただくとともに、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言についての許可について、皆様の同意をお願いいたします。

○宍戸会長 ただいま事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課職員2名の発言に同意をいただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宍戸会長 異議なしとのことですので、発言を許可いたします。

それでは、都市計画課より、協議事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について（照会）について説明をお願いいたします。

○柿澤係長 出席と発言をお許しいただきましてありがとうございます。本来であれば都市計画課長が説明に上がる場所ですが、所用のため欠席させていただいております。私の方で生産緑地の方を説明いたします。

日頃より世田谷区の都市づくり、まちづくりにご協力をいただきまして誠にありがとうございます。私から今年度の生産緑地地区の都市計画変更の内容について説明させていただきます。

追加予定の区域の現地調査につきましては、農業委員会の皆様にご協力をいただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。お忙しい中ありがとうございました。

それでは、資料No.5に基づきまして説明をさせていただきます。お手元の資料の2ページをご覧ください。1の種類及び面積でございます。区内の東京都市計画生産緑地地区は、今年度の都市計画変更によりまして、465件から12件減少し453件となります。総面積は、約80.36haから約2.2ha減少しまして約78.14haとなります。

ページをおめくりいただきまして、6ページをご覧ください。今年度の変更箇所でございます。三角の記号が削除、丸の記号が追加の地区を表しております。

それでは、変更の内容について説明いたします。3ページにお戻り下さい。生産緑地地区の面積は、都市計画上は10㎡単位で取り扱います。面積の列の一番上の値には約と㎡を記載しております。以下は約、㎡は省略させていただきます。第2の表です。削除のみを行う地区の位置や削除面積、備考に地区の全部または地区の一部と記載しております。一番下には削除の合計面積を記載しております。箇所数は22件、合計面積約2万4390㎡でござ

ざいます。削除理由といたしましては、令和6年の1年間に主たる従事者の方がお亡くなりになられたこと、告示より30年経過したことによる行為制限解除がなされたものでございます。今年度は、生産緑地法8条4項に基づく公共施設の設置による削除の地区はございませんでした。

次に、追加を行う地区です。4ページをご覧ください。第3の表となります。追加件数は8件、合計面積は約1880㎡でございます。それでは、追加のみを行う地区8件の内、主立った3件について説明させていただきます。追加の種類としましては、既存の生産緑地に追加するものとなります。

1件目でございます。宇奈根1丁目でございます生産緑地地区699番の地区です。資料13ページの計画図をご覧ください。参考にスクリーンの方にもお示ししてありますので、写真とセットで示します。補助125号線沿いに、これは水道道路となりますけれども、そこに位置する約2970㎡の既存の生産緑地地区に240㎡の区域を追加するものでございます。ダイコン、ネギ、ニンジン等の野菜が栽培される予定です。この場所につきましては、身近な農地を保全するため、小規模でも隣接街区もしくは同一街区の生産緑地が約100㎡を満たせば生産緑地の一団とみなすということで、一団性要件の緩和による追加となります。

2件目は、岡本1丁目でございます生産緑地番号448番の地区でございます。資料14ページの計画図とスクリーンの写真をご覧ください。岡本いこいのもり緑地、これは都市計画緑地になるんですけれども、図面の方が、真ん中の方で図示させていただいています。約720㎡の既存の生産緑地に560㎡の区域を追加するものでございます。旧宅のあった箇所を東京都の補助金を活用して農地にしております。東京都の補助金というのは、未来に残す東京の農地プロジェクトということで、農地創出型を活用したものとなります。こちらにつきましては、トマト、ピーマン等が栽培される予定でございます。

3件目です。新町1丁目230番の地区でございます。資料17ページをご覧ください。こちらについては、深沢小学校約50m南側に位置しております。約3650㎡の既存の生産緑地地区に290㎡の区域を追加するものでございます。前は旧法による生産緑地として指定されていた農地ですが、土地の活用を考え一度生産緑地を解除されていたということで、改めて宅地化農地から生産緑地地区に指定をしたということになります。こちらにつきましては、ネギ、サツマイモ等の野菜が栽培される予定です。

都市計画区域についての説明は以上になります。

最後、2ページにお戻り下さい。5の今後の予定でございます。来月、8月4日に都市

計画審議会でご報告させていただきまして、都市計画の公告を予定しております。都市計画審議会への諮問を経て、11月上旬の都市計画の決定・告示を予定しております。

生産緑地地区に関する説明は以上になります。

○事務局 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 今回、生産緑地が解除されることによって78.14haに、いよいよ80haを切ってしまうんですが、私の記憶では、生産緑地法が改正されて、世田谷区は300ha、生産緑地が指定されて、半分の150haが宅地化農地になって、その150haの生産緑地がいよいよ80haを切ったということだと思んですが、生産緑地法が改正されたときに、自治体等は特別な事情がなければ買い取らねばならないということで、買取り申請をして、それはみんな公のものになるから、生産緑地に入れたら父祖伝来の農地がなくなるんだということで、生産緑地に入れない方もいらっしゃったんですが、結果としてはほとんど買い取られていなくて、今回のようにここまで激変をしていると思うんです。

世田谷区は、これらの生産緑地の買取りについて、財源の問題もあるんでしょうけれども、私の記憶では、何地区かの保全重点地区というのかな、この地域はなるべく買い取っていこうというような地区の指定もしていたと思うんですが、今回これが解除になったところというのは、その重点地区の指定場所とは全部違ったのか、また、買い取る意向があったのか、あったけれども相手様との話合いでこういうふうに解除になったのか、いろいろ事由があったと思うんですが、まずは、そうやって生産緑地を残そうとしている区の気持ちはあるんでしょうけれども、なぜこのような結果になっていったのかというのを端的にお答えいただきたいと思います。

○柿澤係長 質問ありがとうございます。追加と削除というところでありまして、削除されていく生産緑地につきましては、農地保全方針に基づく農地保全重点地区というのがあります。地権者がお亡くなりになられて、相続人等がそこで区に売っていただけという方向、方針が示されればいいのですが、どうしても民間の方に価格の兼ね合いで売られていってしまうということがやっぱり現実的で、交渉した物件はあるんでしょうけれども、なかなか買えていないというのは実情ですね。

積極的に区も買っていききたいというところでは、農地保全方針の今後の見直し等も含めて、積極的に農地を残すという意味で変えていこうということで、見直しを予定しております。農地保全方針自体が全体的に形骸化しないように、積極的に地権者の方にアプロー

ちしたり、区に売っていただけるという意向を確認したりしながら進めていければいいかなと思っております。

○真鍋委員 これだけ生産緑地が減ってきて、一方だと、総務省が世田谷区内の空き家、空き室が5万戸あると言っているんですよね。ですから、もちろん相続税を10か月で納めなきゃならないので売らざるを得ないという本当に深刻な事情はあるんですけれども、これだけ空き家、空き室がある世田谷区の中で、どんどん農地が宅地化されてマンションや住宅になっていくというのは非常に矛盾に感じるのと、世田谷区は都市整備基金をはじめとして様々な基金が積み立てられているので、もう緊急事態だということで、生産緑地の買取り請求が出たら積極的に買い取るという今のお答えの中でそういう意思も見えましたけれども、方向転換しなければ農地がどんどんなくなってしまうということについてはやっぱり深刻に考えてもらいたいと思います。これは意見です。

○柿澤係長 今のご意見で、積極的に買っていきたいという意向は当然世田谷区も持っております。やはり農地保全方針という、区が積極的に保全していかなければならない地区というのは定めておりますので、今7つの重点地区を置いていますけれども、その中でさらに買っていきけるような姿勢、あとは北沢、世田谷地区にも若干残っているところもあると思いますが、それを保全していくという形での買取りの方向性を示していきたいということで検討中でございますので、積極的に前向きにいきたいと考えております。

○宍戸会長 ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○柿澤係長 続けて資料No.6をご覧ください。こちらにつきましては、特定生産緑地の指定候補地区における肥培管理についての意見照会のお願いということです。肥培管理につきましては、別添資料と一緒にクリップで留めていると思うんですけれども、こちらの生産緑地地区候補地区一覧の資料につきましては説明の後に回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。資料No.6の3ページをご覧ください。特定生産緑地へ指定されるまでのスケジュールになります。記載のスケジュールに沿って指定手続を進めておりますが、指定に係る生産緑地の肥培管理について、生産緑地指定手続事務取扱要綱10条というものがありますけれども、それに基づいて、照会文により農業委員会の意見を照会することと定めております。スケジュール資料では上から4つ目に当たります。令和7年度特定生産緑地の指定について指定案の資料をご覧ください。対象は1件となりま

す。特定生産緑地として新たに公示を予定しております生産緑地地区の内容を1ページ目に記載しております。2ページ目は指定図を添付しております、図面中央の025-001と記載のある細かい網かけの部分が今回の対象地となります。特定生産緑地の指定に当たりまして、都市計画審議会での意見聴取を予定しております。そのため、本件肥培管理につきまして、農業委員会のご判断をお伺い申し上げます。

説明は以上になります。

○宍戸会長 ただいまのご説明ですが、ご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 では、このように進めていただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、都市計画課職員の皆様、ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

○柿澤係長 ありがとうございます。

[都市計画課職員 退室]

○宍戸会長 それでは、再開させていただきます。

次第4の議案の審議に入ります。

(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

今月は、相続税納税猶予に関する適格者証明願が2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が7件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が3件、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について1件について、審議いたします。

初めに、相続税納税猶予に関する適格者証明願2件についてを審議いたします。

1件目について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものでございます。

お手元の資料No.1-1をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.1-2をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました井出孝行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○井出委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で相続税納税猶予に関する適格者証明願の審議は終わります。

続きまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明願7件について審議いたします。

1件目について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 資料No.2-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○吉村委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました井出孝行委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○井出委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認めまして、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました清水希悦委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○清水委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続きまして、5件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、6件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、7件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○吉村委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただいておりますので、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審議は終了いたします。

続きまして、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願3件について審議いたします。

1件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 生産緑地には、農業施設以外への転用には制限がありますが、生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買取りしない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると、その行為制限は解除されます。生産緑地の買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示から30年経過、または主たる従事者の死亡、農業に従事することが不可能となった場合となりますが、その証明を出す際に、農業委員会が発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者だったことの確認を行っております。

それでは、資料No.3-1をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました井出孝行委員、調査結果の報告をお願いいた

します。

○井出委員（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-3をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋（光）委員（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の審議は終わります。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知1件について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について説明させていただきます。農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、農地の賃貸借契約にお

いて、都道府県知事の許可を要さない賃貸借の解消について、その旨を賃貸人及び賃借人の連名により、所轄の農業委員会に通知を行うものでございます。

それでは、お手元の資料No.4をご覧ください。第3号議案農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただいておりますので、証明書を発行することといたします。

以上で、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についての審議は終わります。

これを持ちまして、次第4の議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)、(2)につきましては、先程、都市計画課より説明があり、協議は終了しておりますので、(3)の令和7年9月の総会日程(案)についてを審議いたします。

事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.7、令和7年9月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回、8月の総会につきましては、8月28日木曜日午後3時から、区役所東棟9階委員会室での開催が決定しております。

令和7年9月の開催日時につきましては、9月29日月曜日午後4時から、三茶しゃれなあどホール6階スワン・ビーナスでの開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、総会日程(案)については原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、原案どおりに決定いたします。

次に、(4)生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

事務局から説明をよろしく願いいたします。

○事務局 資料No.8の生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧ください。本件は、主たる従事者の死亡による買取り申出となります。6月30日付で買取り申出を受理し、東京都と世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

続きまして、(5)東京都農業会議『第45回農業後継者表彰』候補者の推薦について協議いたします。

事務局から説明をよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.9をご覧ください。東京都農業会議『第45回農業後継者表彰』候補者の推薦に伴いまして、農業後継者表彰の概要について簡単に説明をさせていただきます。

東京都農業会議では、農業後継者がより一層の誇りを持って営農に精進し、地域農業の担い手となり得るよう、毎年顕彰を行っております。

推薦基準といたしましては、就農後3年以上経過している44歳以下の方で、世帯の年間農業収入が概ね500万円以上の方か、候補者本人が認定農業者または認定新規就農者、あるいは家族が認定農業者であり、本人もいずれ認定農業者または認定新規就農者になることが見込まれること等となっております。

世田谷区では、各JAを通してご推薦をいただき、農業委員会における協議を経て、東

京都農業会議に推薦書を提出しております。今回、J A東京中央砦地区管内から、〇〇〇〇さんのご推薦をいただいております。推薦内容等につきましては資料でご確認をいただきますようお願いいたします。

以上、推薦についてのご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、『第45回農業後継者表彰』候補者の推薦については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、原案どおり東京都農業会議に推薦いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(4)について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の6報告事項について順次説明をいたします。

お手元の資料No. 10、令和7年農家基本調査の実施についてをご覧ください。世田谷区農業委員会におきましては、毎年8月1日現在で区内の農業者の方々の状況を把握する農家基本調査を実施しております。利用目的につきましては、農家基本調査の主な利用目的にあります3点となります。

調査対象は、世田谷区内に在住し、経営農地面積が10a以上ある農家、または生産緑地に指定されている農地を保有している農家となります。その他送付物につきましては、裏面の3、送付物に記載の①から⑦となります。②の調査票につきましては、令和6年8月時点の情報を反映して印刷をしております。変更や訂正がある場合には朱書きで訂正して提出していただいております。なお、調査票につきましては、本日午前中に発送をさせていただきます。

提出期限につきましては9月19日までとなっております、同封しております返信用封筒にて返送をお願いしているところがございます。

なお、農家基本調査の結果につきましては、集計ができ次第、区農業委員会のホームページに統計として掲載予定です。

また、本調査とは別に、東京都農業会議から生産緑地の貸し借りに関する意向調査に関

するアンケートへのご協力のお願い、それから、毎度で申し訳ございませんが、世田谷区からもアンケート調査へのご協力のお願いを同封しております。参考までにこれら送付物についても配付をさせていただいておりますので、後程ご確認をお願いいたします。

農家基本調査の実施については以上でございます。

次に、資料No. 11をご覧ください。報告事項の2件目は、ふれあい農園「ブドウもぎとり」、「リンゴ・ナシもぎとり」、「プルーンつみとり」の開催についてです。内容につきましては、お配りした資料のとおりでございます。周知方法につきましては、8月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等でご案内をさせていただきます。

次に、資料No. 12、令和7年度「農作業体験塾（秋）」の実施についてのご案内です。こちらは、南烏山にございます高橋農園ほか3園で開催されます。生産種別、開催日時、募集人数、参加費、対象、申込方法については記載のとおりとなります。こちらも、ふれあい農園と同様、8月1日の「区のおしらせ」、区のホームページで周知を予定させていただきます。

次に、資料No. 13、都内産農産物等の放射能検査について報告いたします。こちらは令和7年6月7日、12日付の検査結果でございますが、世田谷産農産物につきましては対象となっておりませんが、いずれの農産物も異常はございませんでした。

事務局からの報告は以上となります。

○宍戸会長 報告事項(1)から(4)について質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で次第6の報告事項を終了いたします。

○井出委員 よろしいですか。一つ、今度、農地パトロールがございますね。今までは○、×、△をつけていたんですけども、これを項目を例えば4つか5つに分けて数値化したらどうかなと私は事務局に提案させていただきました。そうしたら、今回ちょっと資料を作っていたので、それを検討していただきたいと思っております。

○事務局 お手元に今、調査リストの改善についてということでお配りをさせていただいております。井出委員からそういったお話がございましたので、今回、皆様に諮らせていただくものでございます。

従前、○、△、×で記入していただきまして、備考欄の方には、管理状況が○の場合、特記事項が書いてあるか、もしくは未記入、未記載であるという場合が多くございました。

△、×以外は記載が必須ではなかったけれども、農業委員さんの引継ぎの際に、どこが評価されて○だったのか、何が悪かったのかというのが伝わりづらいというご意見でございました。

そこで、井出委員と事務局でお話をしまして、その下の改善案1が4項目による採点案、その下の改善案2が3項目による採点案とさせていただいております。いずれの場合も、管轄の農地が常に多い委員さんもいらっしゃいますので、その部分も勘案した上でこれを作らせていただいた状況でございます。

4項目による採点案について説明をさせていただきますと、管理状況、今まで○、△、×だけをつけていただいたところを、①耕作実態、②合目的性、これは、農地として使っているのか、それから、③で雑草管理、④その他の記載というふうにさせていただいて、おのおの5段階で、直感的につけていただくのであればそれほど時間がかからないかなということ、今お示しをしております。例えば①、②がこの見本では3となっております。備考欄には何か特筆すべきこととか気になることを書いていただくと。この記載例では、①耕作実態、②目的の合致、このあたりは、耕うんはされていたけれども、まだ作付はされていませんでしたよと。この①から③に該当しないもので気になることがあったときに④、ここでは、生け垣の剪定が不足して見通しが悪い、原付バイクがある、そういった指導要であるとか、そういったことを簡単にメモしてもらえば一番分かりやすいのではないかというふうに考えての4項目。下の3項目に関しては、その他の部分を除いて、その他特筆すべきこととか注意すべきところは備考のメモ欄にそのまま書いていただければよいのではないかということでの2つの提案でございます。

こちらに関しましては、直感的に5であるとか3、悪ければ2とかつけていただくんですけども、平均が2点以下だった場合には指導が要、平均3点未満であったときは要注意、また、事務局等帯同で見に行ったりというような形で、数値化することで引継ぎが容易になるとよいのではないかということで、井出委員とお話しして作らせていただいたものでございます。

○宍戸会長 今、調査リストの改善の案が出てまいりました。これには現行と改善案1と2とございますが、このことについて審議したいと思っておりますので、何かご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

○池田委員 点数が低い場合、2とか1、それは事務局で検査に行くんですか。

○事務局 これは状況に応じて、事務局で単独で行く場合と、また、委員さんと帯同でご

説明いただきながら行く場合と、ケース・バイ・ケースにはなってしまいますけれども。

○池田委員 事務局さんの仕事が多くなってしまいうね。

○事務局 そうですね。

○長島委員 平均で3点以下とかありますけれども、例えば耕作が5であると全部1ということもありますよね。それはいいのか悪いのかと言われると、1はよくないですよね。そういうものでも平均が3以上ならオーケーということですか。

○事務局 あくまでも、そういう極端な例に関しては、こちらでも見させていただいて、状況をまた委員さんに確認して、恐らく指導をさせていただくようになるかと思えます。

○井出委員 もう1年で私たちは替わるところもありますし、私は1年目はほとんど分からなくて、どうやってつけていいのかというのがあったもので、こういうふうに、前年度はこういう状態だったけれども今年はもう本当にきれいになっているとか、いろいろとそれが引き継がなくても大体分かるんじゃないかなと思って提案させてもらった訳です。確かにみんなまた違うので、一から何かやるというのはなかなか難しいと思うんですけども、ある程度、数値化することによって見えるんじゃないかなと思うし、あと、引継ぎが比較的楽に、スムーズにいくんじゃないかなと思って提案させていただきました。

○矢藤委員 特定生産緑地と一般的な生産緑地では差別化とか何かしたりするんですか。

○事務局 肥培管理においては全く変わりはないです。

○池田委員 今年は今までどおりですか。

○事務局 私どもは井出委員のお話を受けて作ってみたもので、これを今年から採用するのか、今年は従前どおりにやられるのかは皆様でお決めをいただくということでよろしかったかと思えます。

○高橋（光）委員 我々の任期が3年ということですので、今年のパトロールが3回目になるんですかね。ということは、通常にいけば来年の7月、8月あたりで交代になってしまう。

○事務局 恐らく井出委員もそのあたりもご心配されて、次の方に引き継ぐときに、ご自身の経験から、ある程度数値化がされている方がよろしいのではないかという発案でございます。

○荻部委員 これをやることに決まったら、前年は何だったと書いておいた方がいいと思うんですよね。前年3だった、今回4に上がったとか。前年が分かれば、3年終わって新しい人が入ってきても、前年は3だったんだなと分かるので。

○事務局 そのやり方まではまだ考えていないので、前年のものを一緒にお渡ししたり、そこは事務的なテクニックなので、もし採用されればまた考えていく形です。

○井出委員 1回やると検討の余地も出てくると思いますね。それはまた次の方に考えていただければと思うんですけれども。

○植松委員 この書類って、東京都で決まっている訳ではないんですか。世田谷だけで変えてもいいの。

○事務局 大丈夫です。

○植松委員 前に聞いたときに、書類じゃなくて日程は東京都の方、農業委員会の方から、いついつ調査して下さいというのは一斉に聞いていたんですけれども、書類に関しては世田谷区独自で作ってもいいんですか。

○事務局 そうですね。こちらの判断になるので、大丈夫です。期間はいつも決められている期間内にやって下さいという話で。

○植松委員 期間内に調査をするというのはあるんですか。

○事務局 はい。

○植松委員 ちょっと話がずれてしまうんですけれども、この間、杉並の方に聞いたら、調査はもう終わっているって聞いたんです。

○事務局 東京都の管理月間は8月から10月になっていて、各自治体がその中に収まるように決めているそうです。それを外れることがあっていいのかと質問したことがあるんですが、それは自治体の判断ですというようにお聞きして、皆さん8月から10月に合うようにしているんですけども、違う自治体も出てきているというふう聞いております。

○高橋（拓）委員 でも、今年みたいな場合は、回っている方が危ないよね。

○植松委員 この間、まだ1週間たっていないんですけれども、JAの営農支援の職員と話したら、この時期、営農支援が忙しくなるというお話を去年もたしか私はしたと思うんですけれども、やっぱり杉並の方がこの間まで忙しかったと聞いたんですね。杉並の東京中央の城西地区の方が依頼が忙しくて、草の肥培管理にみんな調査に来るから、きれいになりたいから頼むよということだと思ってるんですけれども、いつやっているのと言ったら、もうこの間調査は終わったみたいだよと聞いたんですけども、それは杉並独自で。

○事務局 杉並の状況は把握していなかったんですが……。

○植松委員 前、東京都の方で決まっているよと聞いたので、一斉にやるのかなと思ってたから、もう終わったんだと職員には言ったんですけれども、そんなことがあったので。

○宍戸会長 杉並区がもう終わっているというのは私も初めて今聞きました。ただ、このところ猛暑と豪雨でかなり草が出ていて、対処するのはなかなかできないので、農協に依頼が来ていることは事実で、それが結構たまってしまっているんですよ。1か月20日前後しか平日がない中、20件ぐらいの依頼があるそうで、1か月じゃ到底原状回復は無理だという話が私にはありました。そのことに関してこの後、また皆さんにご相談とお話をしたいなという気持ちでいますので、農地パトロールの件も含めて後でお話しさせていただきます。

○植松委員 実際杉並が全員終わっているのか、各委員が終わったのか今調査中なのか分からないですけども、その地区はその農業委員さんが終わったんじゃないのと言っていたので、早いねと言ったんですけども、そんなことがありました。

○宍戸会長 農地パトロールの件はまた後でお話しさせていただきますので。

この表の件なんですけど、新しい案として2つございまして、4項目にするか3項目にするか、皆さんの意見をいただいて、次の農業委員の方たちが使う部分なので、参考にこっちがいいんじゃないかぐらいな意見を聞いていただいて、まずこれを作っていただくということでもよろしいんですかね。

○事務局 今年度から使ってみるかどうか。もし皆様が変えてみようということであれば、今から急いで準備をして、今年度から試行してみることも可能です。もちろん来年度でもいいよということでも。

○宍戸会長 それだと、この4項目で作ってみて、この4項目が要らないんじゃないかといったら調整できるから。

○事務局 それはできます。

○宍戸会長 4項目のやつを作ってもらって、1回使ってみると。その中で、皆さんの意見を聞いて、それ以上に増やした方がいいという話もある可能性もあるし、3項目でいいんじゃないかという話もあると思いますので、まずこの4項目、改善案1というので作っていただいて、1回皆さんにその評価に使ってもらって、それで進めさせていただくということではどうでしょうかね。

○池田委員 せっかく出してもらったんだから、やっぱりすぐやった方がいいんじゃないですか。

○宍戸会長 次の、来月からのに使うということですよ。

○事務局 そうですね。もし皆様がそれでよろしいということであれば、準備はさせてい

たきます。

○宍戸会長 では、来月から使って調査に加えるということで、決を採ればいいですかね。

○事務局 そうですね。そうしていただければ。

○宍戸会長 では、今のこの意見ですが、この表を使って1回、来月からやっていただいて、またその後ご意見いただくということで進めることに賛成の方は挙手をよろしく願います。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 半数以上、調査をされている方のほとんどは手が挙がりましたので、1回作っていただいて、来月、参考に使って、その後また意見をいただくということで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、次第7、その他(1)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、ちょっと長くなって恐縮ですけれども、議席替えについて説明をさせていただきます。農業委員会総会の議席は年1回くじで定めることが世田谷区農業委員会総会会議規則第7条で決められております。これに従い、本日、ご来場いただいた際にあらかじめくじを引いていただいておりますので、その結果を改めてご報告させていただきます。スクリーンにも映してございます。ちょっと見にくいんですけども、①に植松委員のお名前があります。現在、本橋委員のお座りになっている席が①という形になります。来月からこの席で、またご案内は申し上げますが、よろしく願いしたいと思います。

○宍戸会長 では、次回以降、指定の議席にお座りいただくようお願いいたします。

次に、(2)について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、続きまして、(2)の農業委員会親睦会会計報告及び会費等徴収について説明させていただきます。資料No. 14をご覧ください。農業委員会親睦会の令和6年8月から令和7年7月の会計について報告いたします。

収入の部につきましては、前期繰越金、全国農業新聞購読料として〇円、支出の部につきましては、全国農業新聞購読料として〇円となりました。差引き残額〇円につきましては、来期の親睦会に繰り入れさせていただきます。ご了承をお願いいたします。また、令和7年9月から令和8年8月までの全国農業新聞購読料金につきましては、1年分9400円を来月8月の総会時に集金させていただきます。委員の皆様には、できるだけ釣銭のないようご協力をお願いしたいと思います。

なお、お手元の会計報告資料のその他に記載のとおり、全国農業新聞の購読料が令和8

年4月分より月額900円に値上げとなります。東京都農業会議から皆様に購読をお願いしております農業新聞の購読料は、全国の農業会議の活動を支える貴重な財源となっておりますため、未購読の皆様を含めまして定期購読にご協力をいただきたい旨、依頼がございましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○宍戸会長 この件につきまして質問等がございましたら、お願いたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がないようであれば、ほかに何かございますでしょうか。

○事務局 もう1点、追加でお願いがございます。区内地区農業委員研修会を東京都農業会議が毎年実施しているんですけれども、今年につきましては、8月20日午後1時30分から午後4時30分まで、昨年もそうだったんですが、酷暑での開催ということで、オンラインで開催すると周知がされています。当日なんです、農業委員会の入っております世田谷産業プラザの3階の大会議室を会場として、事務局でオンラインのセッティングを行いますので、ご参加をいただける方につきましては、ぜひご参加をお願いしたいと思っております。ご出席の方につきましては、8月12日までに、私ども区の事務局にご連絡をお願いいたしたいと思っております。その後、農業委員会の事務局に、何名、どなたがご参加するか、こちらから報告をさせていただくようになります。

この件は以上でございます。

あともう1点、前回の総会で高橋光正委員に現地調査を行っていただきました貸借の関係、農福関連の障害者団体の夢育ての件で、〇〇さんの農地を貸借するという案件の経過でございます。前回報告のとき、お借りする農地の部分にまだ黒土がそのまま堆積しておりました。早めに改善するというので、その後、私どもで確認を行いましたところ、実は、半分ぐらい黒土は崩していただいた状態ではあるんですけれども、まだ完了していませんでした。理由としましては、所有者の〇〇様が、ユンボでやっているんですけれども、それを家業の造園業の方で使わなければいけなくなっていて、今どうしてもそちらに行っているんだということでございまして、8月中旬までには平らにするというお約束がございましたので、一応の経過報告でございます。平らになりました暁には、私どもの方で確認をして、その結果をもちまして証明書の発行をさせていただきたいと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○宍戸会長 今のお話に対しましてご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 特にないようであれば、引き続き農地パトロールの件で、先程お話にも出しましたけれども、猛暑と豪雨の後の草の除去がなかなか前に進んでいない状況で、農地パトロールを少しずらしてくれないかというお話が農協の方にございまして、私の方にその話がありました。先程、植松委員から、杉並区はもう終わっているとは言われたんですが、どんな状況で終わったのか分かりませんが、実際に東京中央だけでも20軒ぐらいの農家さんから依頼を受けて止まっているという状況でそういう意見が出たと感じております。

この世田谷区は9月、10月で農地パトロールを行っていただくことになっておりますが、委員の皆様方の予定もありますから、この時期にやってくれということもなかなか決められないので。現状、皆さんが早めに行かれた農家さんで、農協の方に依頼が来ている農家さんで、草がそのまま生えているという状況があると思います。そこを原状回復していくような話をしていただきながら、9月に入れば皆さん秋作を作られると思いますので、その時点にはある程度の改良はされていると思います。その部分で多少遅らせて農地パトロールをやっていただくか、それ以上前にどうしても行かなくてはいけないという方がいらっしゃいましたら、現状はどういう状況だか分かっているけれども、必ずこれは草を取って原状回復しなくてはいけないという旨はお話ししていただければと思っております。それに対してもやっぱり委員の皆様方のご意見があると思いますので、この場でご意見をいただいて、対処できるのであれば、農家さんだったり農協の方にお伝えしたいと考えておりますので、もしご意見がありましたらお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○井出委員 先ほどの9月から10月というめどは、10月の最後の農業委員会までに報告書を。

○宍戸会長 報告があるんだね。農地パトロールの報告というのは、東京都の方には出しているんですか。

○事務局 農地パトロールを実施したことの報告と、我々は×のところを見に行つて、指導して、改善していただいているということで毎年やっています。それに関して言うと、1か月、2か月ずれるということも世田谷区としては可能なのかなという状況です。

○宍戸会長 今のお話では、東京都の方には特にいつまでということはないようござい

ます。ただ、皆様に農地パトロールをしていただく中で、どんな状況が一番いいのか、もしご意見ありましたら言っていただければと思うんですが。

○井出委員 例えば、9月の初めに1年目はやったんです。ただ、やっぱり草はすごかったですね。それから1か月後に行ったら、きれいになっているというか、結構やっぱり10月に入れば皆さん、秋作が入るので、きちんとなっている場合が多いというのが私の感じでしたけれども。

○高橋（拓）委員 それと、やっぱり暑さも少し収まってくる感もあるので。

○井出委員 特に近年暑いので、あまり早くからはできない。

○宍戸会長 極端に言えば、11月に入ってしまったても平気なの。

○事務局 今は期間としては9月1日から10月20日と決めていて、一応、今年度に関しての周知はしておるのですが、例えばお伝えの仕方として、10月末まで大丈夫ですよとか、来年に関してはその時期を再検討するのかなというようなところを決めていただけると。

○宍戸会長 では、20日から10月末までというのはずらしても平気だと。

○事務局 営農だよりで農家の皆様に期間は一旦周知していますので、後ろに少しずれるぐらいはそんなにこだわらないで大丈夫かなと思っております。

○植松委員 実施はいつまでと東京都から言われているんですか。10月20日は世田谷区でしょう。

○事務局 10月20日は世田谷区で決めたものです。

○植松委員 東京都の方からはいつからいつまでと言われているの。

○事務局 8月から10月が東京都としては言っているもので、それが推奨というか。ただ、それから外れている自治体も出始めているということで、それは収めなければいけないということではないという見解でした。

○宍戸会長 10月の農業委員会がまだ10月31日確定じゃないんだよね。

○事務局 候補日でございますけれども、いろいろな条件から、この日にやっていただくのがベストではあります。

○宍戸会長 10月31日に農業委員会が予定されていますので、極端に言えば、31日に行つて報告……。

○事務局 この農地パトロールに関しましては、総会で諮るものではないので、あくまでも事務局の方に各委員さんからいただければよい訳で、それが若干その日より遅れても問題ないです。

○宍戸会長 でも、毎回発表しているよね。

○事務局 一言ずつ、こんな感じですよというのはですね。だから、そこがもし終わっていただければ言っていただくというのがありますし、完全な報告というのは書類でもらえればよい訳ですから、回っていただいたご自身の管轄の農地の全体のイメージというか状況をご報告いただいているまでですから、大丈夫だとは思いますが。

○宍戸会長 それでは、一応10月末に変更させていただいて、31日にやっぱり報告をしていただいて、極端に言えば数ある方がいらっしゃるの、何軒回って現状こういう状況で、あと何軒はこの後になりますというような説明の仕方、その後にもまたその回れなかったものに関しては事務局に報告でもいいんですかね。

○事務局 そうですね。回れなかった部分はまた改めて、管轄分はやっていただいて、その後報告いただければ大丈夫です。

○宍戸会長 そのような報告で、暑い中、農地パトロールも大変だと思いますので、少しずらして、なるべく原状回復されているような中で現状を見に行っていた方が私もいいかなとは思いますが、各農業委員さんの考え方もございますので、一応そこまで延ばすという話で、あとは委員さんに任すということでどうでしょうかね。

○事務局 事務局としては大丈夫でございます。

先程の井出委員からご発案の改善案の部分にも若干絡んでくることなんですけれども、委員の皆様は管轄の農地の状況をかなりお分かりになっていらっしゃるの、例えば、農地調査に行ったときには、収穫が忙しくて手が回っていないんだとか、通常はきれいになっているけれども、たまたま行った時期が悪かったというときに、5段階であれば、例えば、あまりよくないけれども3をつけておいて、通常は管理されているといったメッセージでもいいのかなと思っていますので、新しいリストというか採点表も活用しながら、うまくやっていただければと思います。

○宍戸会長 今のご意見でどうでしょうか。

○植松委員 いつまでもやっても仕方ないんじゃないですかね。やっぱり日にちを決めて、期間を決めてやった方が。できなかったというのは、それはそこで報告すればいいんじゃないですかね。

○宍戸会長 では、一応、10月31日に報告ということで進めさせていただいて、調査内容によってはそのときに、回れているか回れていないかの意見を入れて報告いただくということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、そのようにさせていただきます。いつまでというのは総会まで、回る期間はお任せするというので、そのようによろしくお願いいたします。

他に無いようであれば本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理にお願いいたします。

○浦野会長職務代理者 (職務代理挨拶) 本

この議事録は、令和7年7月31日(木)開催の第24回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員